議案第60号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に 係る関市固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る 関市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する ものとする。

令和2年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に 係る関市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る 関市固定資産税の特例に関する条例(平成21年関市条例第15号)の一部を次 のように改正する。

第2条中「第17条」を「第18条」に、「承認地域経済牽引事業の」を「承認地域経済牽引事業の」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。